

農業から移住へのアプローチ
～研修生制度を活用した方法～

藤田悠雅

1. 緒言

青森県の農業産出額は、東北で1位、全国で7位（R4年度）であり、10年前のH24年度から約12%増加している。しかしながら、県総人口は減少傾向にあり、それに伴い、基幹的農業従事者数も減少傾向にある(図1)。将来の担い手である30歳未満の若年層の割合が約2%と少なく(図2)、りんご産業を持続させるためには抜本的対策が必要である。

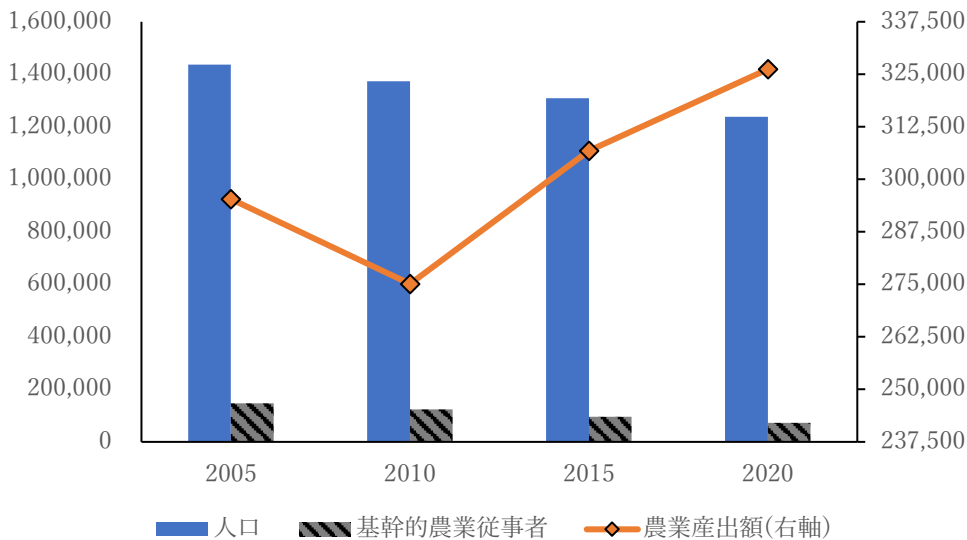


図1 人口減少による農業従事者減少と農業産出額

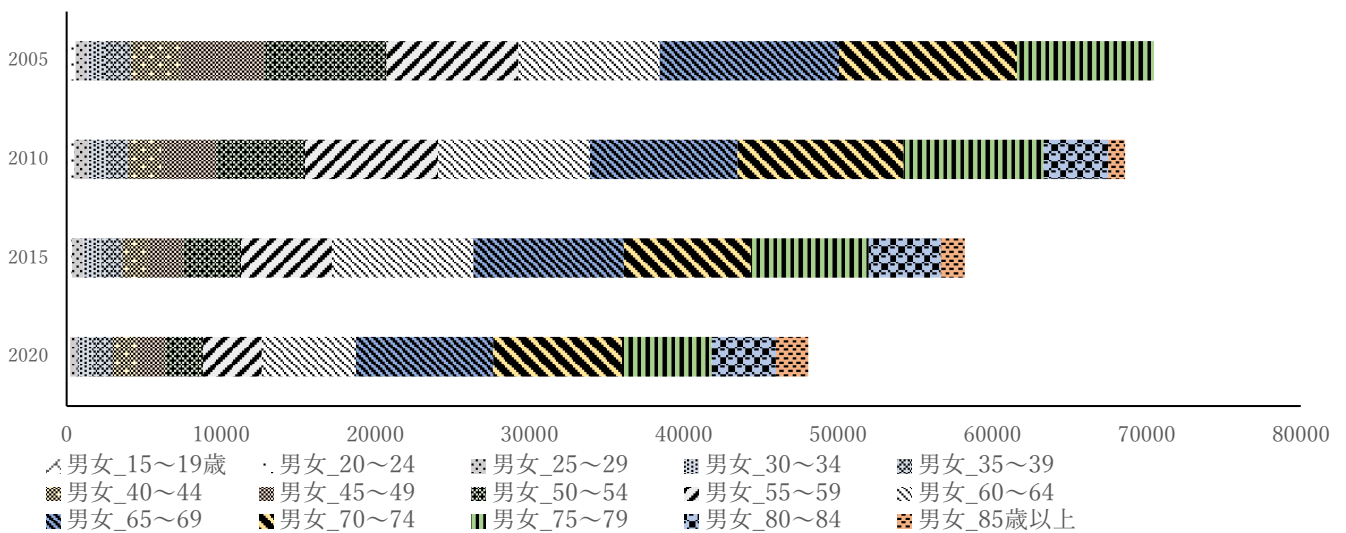


図2 基幹的農業従事者の推移

そのため、県はR6年度からR10年度までの5か年で、農業従事者増加も含め、「青森新時代「農林水産力」強化パッケージ」を設定し、農林水産業が持続的に発展する社会の

実現を目指している（※1）。

本論では、「りんご高密度植栽培」が新規就農者の参入に資する可能性と、農業研修生の受け入れ制度による移住者誘致、さらには、農業者の減少、高齢化、耕作者不在農地の増加が課題となっている地区の新規就農者確保と農地の集約化を推進することを提言する。

2. 高密度植栽培による新規就農者参入の可能性

「りんご高密度植栽培」とは、「トールスピンドル栽培」とも呼ばれ、イタリア・南チロル地方などで盛んにおこなわれている栽培方法である。コンパクトな樹形で、従来の樹形より単位面積当たりの栽植本数を多く定植することで、早期多収と高収益が見込める栽培方法とされている。南チロル地方は、青森県と比べて栽培面積がやや少ないが、生産量は2.5倍となっている(図3)。ほとんどのりんご農家がトールスピンドル栽培で、トラクター1台にスプレーヤー、草刈機、収穫機が取り付けられ、あらゆる作業を機械化している。高密度植栽培が大規模的に普及しているからこそ機械化が進んでいる。その為、青森県でも、高密度植栽培が進むことで様々な機械が導入され、新規就農者増加につなげられる。後記に高密度植栽培のメリットとデメリットを記す。

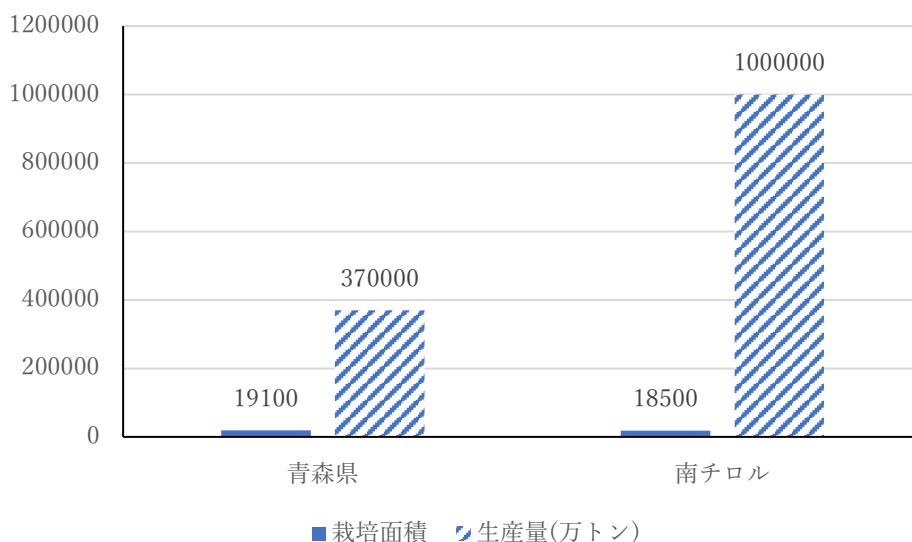


図3 りんご高密度植栽培比較

メリットとして、

- 1) 定植後2年目から収穫が可能で、5～6年目で成園化できる。(丸葉栽培は約10年で成園、わい化栽培は約8年で成園)
- 2) 樹高が3～4mとコンパクトのため作業がしやすい。またスマート農業に対応しやすく安全性も高い。
- 3) 高度な剪定を必要としないため、新規農業従事者でも管理しやすい。
- 4) 日光が入り着色しやすく、日焼けはほとんどしない。玉ぞろいがよく上実率も高い。
- 5) 自然災害による被害が少なく、昨年度の枝折れの被害率は、黒石市のりんご研究所の調査で、‘ふじ’の「わい化栽培」が18%に対して、高密度植栽培では1%にとどまった。

デメリットとして、

- 1) 初期費用が割高になってしまう。
- 2) 苗木の確保に時間を要する。
- 3) ネズミの食害や凍害、乾燥への対策が必要。

これらの点から、高密度植栽培は新規就農者向けの栽培方法だと言える。

筆者が所属する組織では、経営費用を一部補助し、代わりに高密度植栽培試験園地として利用している園地が9園地存在し、以下にそのデータを記す(図4)(図5)。

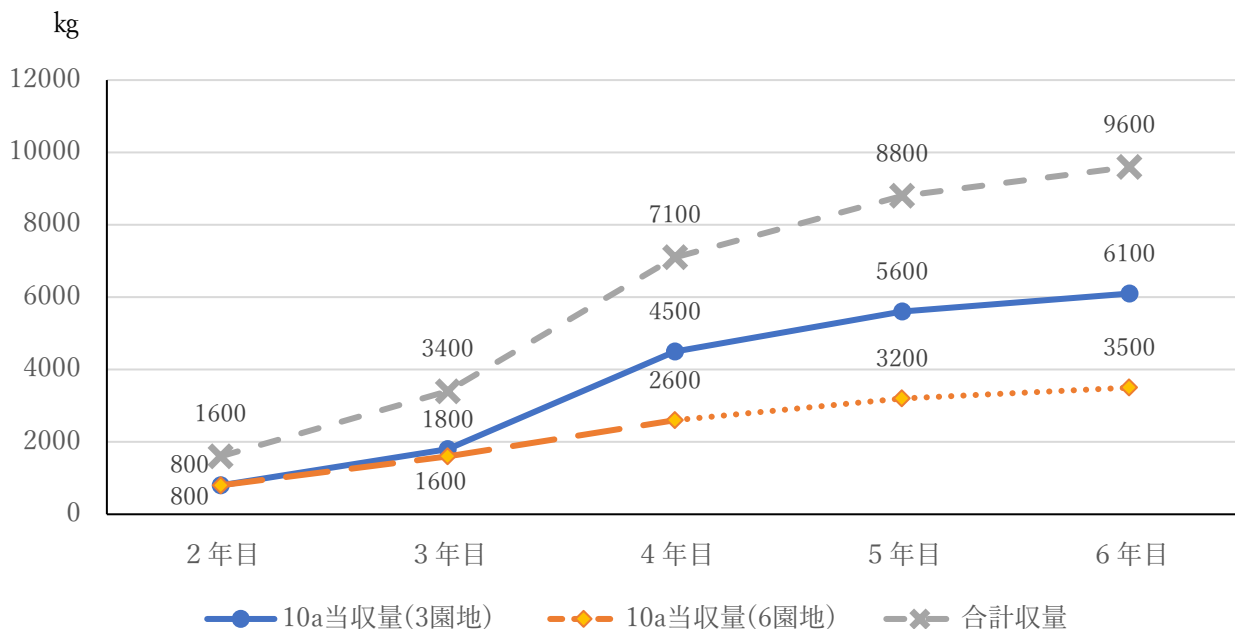


図4 9園地の10a当たりの平均収量(6園地の4年目からは今年度からの為推計)

また、独自でりんご高密度植栽培経営モデル園があり、以下にこれまでの経営データと今後の推計について記す(図6)。

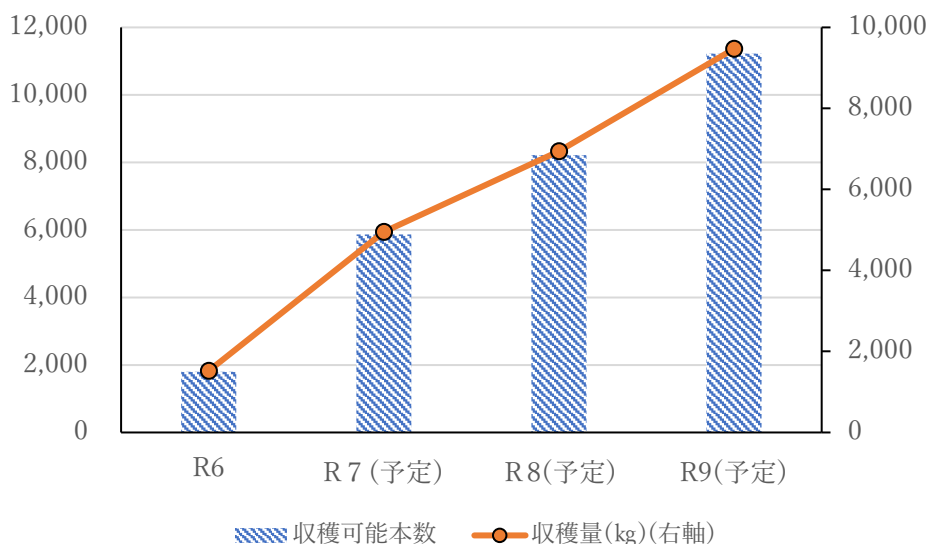


図5 経営モデル園収穫量データの推計

モデル園高密度栽培	R5	R6	R7(予定)	R8(予定)	R9(予定)
栽植本数	1,801	4,062	2,360	3,000	未定
累計本数	1,801	5,863	8,223	11,223	未定
収穫可能本数	0	1,801	5,863	8,223	11,223
収穫量(kg)	0	1,520	4,948	6,940	9,472

図6 経営モデル園経営データ

(図5・6共通、収穫量算出 R6年度1本当たり収穫量×年度収穫可能本数)

3. 研修生制度による県外移住者の可能性

所属する組織では、「園地継承型トレーニングファームりんご高密度栽培経営モデル園(以下、モデル園)」を実施している。モデル園は、R5年に弊社が主体となって開始した事業で、りんご高密度栽培を含めた約5haの園地である。そのうち、1haはハウス棟を含む自社試験用園地で、0.5ha×8区画の計4haは、これから説明する農業研修生独立継承用園地として利用している。

研修生制度とは、R6年からR9年まで、毎年度2名ずつ農業研修生として受け入れ、2年間の研修後、3年目以降独立用園地継承を支援する制度である。2年間の雇用契約を締結し、給与の支給がある為、農業を学びながら稼げる制度として新規農業者に寄り添った制度である。

研修プログラムの例として、

- 1) 高密度栽培技術習得(定植、栽培管理、農機具操作、販売等)
- 2) 有望作物ハウス栽培技術習得(シャインマスカット、イチジク等)
- 3) 地域交流
- 4) 座学、関係機関研修等
- 5) 認定新規就農資格取得支援

高密度栽培を実際に行っている方は、早期多収で効率的に栽培ができ、誰にでもできることが魅力的であったため、高密度栽培を始めた。しかし、0から高密度栽培を経営することは、費用の面からは大変であるため、初めに後継者となって技術や収入を確保してから行うのがよいと言っていた。しかし、りんご栽培を初めて行うのも技術などが無いため難しいといえる。そこで上記で示した、経営モデル園研修生制度である。今年度から農業実習生として宮城県から移住してきた方は、青森県でりんごをやってみたいと思っていた時に、新聞広告でこの制度を見て、昨年度、数回出向き一緒に作業していくうちに、自分にもできると感じ、今年度から共に作業を行っている。独立後に収穫できる園地を譲り受けることができ、技術も身に付けられるところに魅かれたと言っていた。

今後、トレーニングファームの取り組みが軌道に乗り園地の拡大と研修生の受け入れが進むことにより、青森りんごの担い手育成と園地継承に寄与することが期待される。

4. 移住促進と地域交流

R6年ふるさと回帰支援センターへの移住相談の件数は年々増え、約6万件となっている(※2)。1位.群馬県、2位.静岡県、3位.栃木県となっている。いずれも都市部に近い。東北のなかでも、福島県や宮城県とやはり都市近郊が上位に入ってくるため、青森県を選ぶ人は多くない。その為、何らかのアプローチが必要となってくる。R6年版首都圏白書(※3)によると、東京圏在住者に対する調査で20代の44%が地方移住に関心があると答えた。ただし、地方移住の懸念点として「仕事や収入」が挙げられた。その為、仕事の選択肢を与えることが移住を後押しできる可能性がある。

そこで、高密度栽培と、農業実習生制度である。前述したとおり、高密度栽培と研修生制度のメリットは、今後、新規就農者誘致に期待できる制度である。新規で農業を始める人は農業の技術を持たない人もいる為、実習制度で農業を学びつつ、懸念点である収入の点では、農業を学びつつ給料を貰うことができる。また、独立後は、初年度から収穫でき、すぐに収益を上げることができる。

また地域交流として、モデル園がある地域のねふたへの参加や連携法人との懇親会、りんご生産者の方々との交流会など、様々な活動を行っている。モデル園がある弘前市清水地区の連携法人との関係は密接であり、農機具作業の委託や研修生のサポート、住宅確保の支援など、様々な活動を通じて、ともに清水地区を盛り上げる活動を行っている。

5. まとめと今後の展望

これまで、高密度栽培と農業研修生制度について述べてきたが、どちらもこれからの青森県の農業に生かすことができ、尚且つ移住促進になりえるものであると言える。しかし、青森県への移住期待度は低く、普通の誘致活動だけだと他県に劣ってしまう。その為、農業を通じて誘致していかななくてはならないと考える。

その為、今後の活動として、興味を持ってくれる方への全面的なサポート体制の確立や関係企業との高密度栽培や農業研修生制度の拡大が必要だと考える。仮に、青森県のりんご産業上位10位の市町村が、所属する制度を借りて、年間2人ずつ10か年計画として続けることで、10年後、就農者が200人増える。それに伴い、りんごの生産量も増え、遊休農地や耕作放棄地なども減らすことができる。しかし、一企業がこの制度を利用することは難しいため、各行政が主体となる必要がある。

農業研修生をただ募集しても、集まらないのが現状であるため、所属する組織では、パンフレットの新調や、都市部での農業フェスへの参加、大学での出展、農業研修生募集PV作成など幅広く、農業研修生誘致活動を行っている。高密度栽培や農業研修生制度に興味を持ってくれる方もおり、農地視察などが増えている。

農業研修生制度の継続など、若年層に向けた農業誘致活動を行っていくことで、青森県の農業発展と地域活性化に大きく貢献していくことができると考える。

参考資料一覧

(※1) 青森県 青森新時代「農林水産力」強化パッケージ

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/nosui/nourinsuisanryoku-kyoka.html>

(※2) ふるさと回帰支援センター(東京) 移住希望地ランキング

https://www.furusatokaiki.net/topics/press_release/p52192/

(※3) 国土交通省 令和6年版首都圏白書について

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001614259.pdf>

(図1)(図2) 農林水産省 2005～2020年 農林業センサス

https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/shuraku_data/2020/sa/sa_2020/todoufuken_2020.html